

◎ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（抄）  
（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二条の三の改正規定、入管法第二条の四の改正規定及び入管法第六十九条の二第一項ただし書の改正規定並びに次条から附則第五条まで並びに附則第十五条、第二十三条、第二十四条第四項及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（政府の措置）</p> <p>第二十四条 政府は、新入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格に係る制度（附則第二十六条第二項及び第二十七条第一項において「育成就労制度」という。）の運用に当たっては、人材が不足している地域において必要とされる人材が確保され、もって地域経済の活性化に資するよう、育成就労外国人（育成就労法第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二条の三の改正規定、入管法第二条の四の改正規定及び入管法第六十九条の二第一項ただし書の改正規定並びに次条から附則第五条まで並びに附則第十五条、第二十三条及び第二十四条第四項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（政府の措置）</p> <p>第二十四条 政府は、新入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格に係る制度（附則第二十六条第一項において「育成就労制度」という。）の運用に当たっては、人材が不足している地域において必要とされる人材が確保され、もって地域経済の活性化に資するよう、育成就労外国人（育成就労法第二条第四号の育成就</p>

二条第四号の育成就労外国人をいう。次項及び附則第二十六条第三項において同じ。）が地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、監理支援機関（育成就労法第二条第十一号の監理支援機関をいう。以下この条及び附則第二十七条第一項において同じ。）及び育成就労実施者（育成就労法第二条第七号の育成就労実施者をいう。以下この項において同じ。）が、育成就労外国人の人権及び労働環境に十分配慮しつつ、育成就労外国人に係る育成就労実施者の変更及び労働者派遣等監理型育成就労（育成就労法第八条第二項に規定する労働者派遣等監理型育成就労をいう。）に関する事務を適切かつ円滑に実施することができるよう、監理支援機関、育成就労実施者、外国人育成就労機構、公共職業安定所等の間の連携強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3・4 「略」

（就労目的の外国人の受入れに関する施策に関し基本となる事項を定める法律の制定等）

第二十六条 就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表の外交及び公用の在留資格を除く。）をもって本邦に在留することとなる外国人（以下この項において「就労目的の外国人」という。）の受入れについては、次に掲げる方針に基づき戦略的に行

外国人をいう。次項において同じ。）が地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、監理支援機関（育成就労法第二条第十一号の監理支援機関をいう。以下この条及び附則第二十六条第一項において同じ。）及び育成就労実施者（育成就労法第二条第七号の育成就労実施者をいう。以下この項において同じ。）が、育成就労外国人の人権及び労働環境に十分配慮しつつ、育成就労外国人に係る育成就労実施者の変更及び労働者派遣等監理型育成就労（育成就労法第八条第二項に規定する労働者派遣等監理型育成就労をいう。）に関する事務を適切かつ円滑に実施することができるよう、監理支援機関、育成就労実施者、外国人育成就労機構、公共職業安定所等の間の連携強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3・4 「略」

〔新設〕

われることとなるよう、この法律の公布後速やかに、当該受入れに関する施策に関し、基本理念、国の責務、政府による基本戦略の策定その他の基本となる事項を定める法律を制定するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

一 我が国経済の成長に資する観点から、専門的又は技術的な分野において、高度の専門的な能力を有する人材としての活動、熟練した技能を要する業務に従事する活動等を行うこととなる就労目的の外国人の受入れについては、更に積極的な推進が図られること。

二 前号の者以外の就労目的の外国人の受入れについては、その安易な受入れにより我が国における賃金水準の向上を阻害する等の弊害が生じることとならないよう、より限定して行われるものとする。

2 前項第二号に掲げる方針の趣旨を踏まえ、育成就労制度については、同項の基本戦略が策定された後五年以内に、我が国以外においては修得することが困難な技能を修得する意欲を有する外国人に限り受入れが行われることとなるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 第一項第二号の賃金水準の向上の阻害を防止する観点から、育成就労外国人が適正な水準の報酬を受けることとなるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

第二十七条～第三十五条 [略]

第二十六条～第三十四条 [略]

